

IB専用スーパー定期預金<単利型>

2025年11月4日現在

項目	内容
商品名	IB専用スーパー定期預金<単利型>
販売対象	個人限定（当組合の個人インターネットバンキングをご契約されている方）
期間	定型方式・・・1年の自動継続（元金継続または元利益継続）
口座開設方法	個人IBの定期預金メニューよりIB定期預金専用口座を開設していただきます。
預入	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・個人IBの定期預金メニューにて手続きを実施することによりIB契約口座からIB定期預金専用口座へ振替入金することで作成します。
(2) 預入金額	10万円以上1,000万円以下
(3) 預入単位	1円単位
(4) 預入日	原則、お客さまが申込時に指定された営業日（申込日の翌営業日以降）
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。 ・個人IBの定期預金メニューにて手続きしていただきます。解約元利益はIB契約口座へ振替入金します。 ・満期解約は満期日の2営業日前までに定期預金メニューにて予約手続きが必要となります。 ・中途解約は満期日前日までに定期預金メニューにて手続きが必要となります。
利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における本商品の店頭表示利率を適用します。
(2) 利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・マル優の取扱いはできません。
手数料	—

I B専用スーパー定期預金<単利型>

2025年11月4日現在

項目	内容
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none">満期日前に解約する場合は、「定期預金中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none">金利は店頭備え付けのデジタルサイネージまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">別表（※）の通り受付しております。 ※別表「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利息により計算します。預金保険制度の対象であり、預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）